

## 注 意 事 項

岡山市ふるさと納税返礼品送付等業務委託企画競争に当たっては、総務省からの事務連絡により、返礼品（特産品）の送付について、以下のとおり寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請がなされていることを留意し、提案すること。

(ア) 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為（下記）を行わないようにすること。

- ・ 「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示
- ※ 各地方団体のHPや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供についても、同様に行わないようにすること。

(イ) ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為（下記）を行わないようにすること。

- ・ 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
- ・ 資産性の高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）
- ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）